

愛川町監査委員公表第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、
同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和6年7月5日

愛川町代表監査委員 小林 晴 男



愛川町監査委員 阿部 隆 之



1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項による監査）

2 監査の実施期間

令和6年6月28日から7月4日まで

3 監査の対象及び方法

民生部福祉支援課、子育て支援課、健康推進課、高齢介護課、国保年金課、住民課所管の令和5年度予算の執行等財務に関する事務並びに分掌事務、職員の配置状況、重点事業計画とその実績、負担金、補助金、交付金、使用料、公有財産の増減、行政財産の目的外使用等の執行等（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）について、抽出により審査し、併せて現地調査を実施した。

4 監査の手続き

愛川町監査基準（令和2年監査告示第1号）及び令和6年度監査等年間計画等による

5 監査の結果

福祉支援課、子育て支援課、健康推進課、高齢介護課、国保年金課、住民課おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。
なお、事務執行上留意すべき事項は、文書及び口頭により指導した。

6 意見

（1） 母子・父子家庭生活援助費助成事業について（福祉支援課）

町では、義務教育終了前（中学校卒業前）の児童と同居、養育し、かつ生計を維持している母子及び父子家庭で、あいかわ福祉サービス協会のホームヘルプサービスの利用を受けた方に対し、その利用料金を月額14,000円を限度に助成しています。

本事業については、町ホームページや広報紙等で周知されているとのことでありましたが、令和5年度の助成実績は0件であったため、周知方法の工夫などに努める必要があるのではないかと考えられます。

本サービスを利用できる方は、児童扶養手当の受給者でもあることから、毎年送付している児童扶養手当の審査結果と併せて、案内チラシを同封するなどプッシュ型の周知・啓発について検討していただきたい。

(2) 子育て応援フレッシュ事業について(子育て支援課)

町では、養育者の育児ストレス・子育ての不安や孤立を防ぐことを目的として、妊婦及び乳児のいる世帯で、家事や育児サービスでベビーシッター等の利用を受けた方に対し、利用料金の一部を助成しています。

本事業については、町ホームページや広報紙で周知されているほか、出生届を提出された際に案内チラシも配布しているとのことでありましたが、令和5年度の助成実績は1件でありました。

ベビーシッターを利用できる方は、満1歳未満の児童を養育している方であることから、小さいわが子を他人に預けることをためらう親などもおられるのではないかとと思われることも、助成実績が少ない要因のひとつかと推察しております。

このため、多くの方が本事業を利用していただくためにも、対象児童の年齢拡大などの見直しについて研究し、より一層子育てしやすい環境づくりを図っていただきたい。

(3) 生活習慣病検診事業について(健康推進課)

町では、増加傾向にある生活習慣病の予防や早期発見、早期治療を図るため、胃や肺などの各種がん検診事業等を実施しています。

本事業については、町ホームページや広報紙で周知しているほか、対象者に対し、案内チラシも送付しているとのことであります。

なお、この案内チラシについては、よりわかりやすく、受診を促す内容にリニューアルされたとのことであります。

引き続き、一人でも多くの町民が検診に足を運びたくなるようなきめ細やかなPR等に努めていただきたい。

(4) あいちゃんサービス広報啓発普及事業について(高齢介護課)

本事業は、高齢者等の日常生活での困りごとを手助けする活動を行っている住民主体のボランティア団体である「あいちゃんサービスセンター」の取り組みをさらに強化するための普及啓発事業であります。

令和5年度については、この団体がボランティアとして活動してもらうサポーターの募集などを記載したチラシを作成し、要介護認定を受けていない65歳から74歳までの方がいる世帯に郵送したとのことでありました。

現在、45名のサポーターが活動しているとのことですが、高齢化などに伴い、今後、さらなる利用者の増加が見込まれる中で、サポーターの確保がより重要となってくるものと思われます。

このため、今後は、若い世代など多くの方がサポーターとして活動していただけるような普及啓発を期待しています。

(5) 特定健康診査・特定保健指導事業について（国保年金課）

近年、一人当たりの医療費は増加の一途をたどり、国保財政を圧迫していることから、町では医療費の適正化を図るため、40歳以上75歳未満の国保加入者を対象に特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

本事業については、対象となる世帯に通知を送付するとともに、町ホームページや広報紙で周知されているほか、令和4年度からは、過去の健診受診履歴を分析し、対象者を7種類のセグメントに分け、ナッジ理論を活用した勧奨葉書も送付しているとのことでありますが、引き続き、目標値である受診率60%達成に向けて、啓発・勧奨に取り組んでいただきたい。

(6) 愛川聖苑施設維持管理経費について（住民課）

歳出決算の状況を確認したところ、当初予算では計上されていない工事の施工がありました。

工事内容を伺ったところ、設置後26年が経過し火葬棟内の空調機の複数の系統で不具合を生じることが度々あったことから、補正予算により早期に改修工事を行ったとのことであります。

愛川聖苑は、平成9年12月に供用開始して以来27年目を迎えており、他の施設設備等においても、経年劣化による不具合の発生が懸念されるところであります。

このため、不具合が生じてから修繕を行うという対処療法的な事後保全ではなく、施設の定期点検などにより、故障や不具合が起こりうる箇所を早期に発見し、適切な措置を行うなど、修繕費を抑える面からも、中長期的な視点に立った計画的予防保全を推進し、施設の適切な維持管理に努めていただきたい